

町 長	副町長	課 長	主 幹	担 当	合 議

別記様式第4号

会議等結果報告書			
会議区分	会議・打合せ・協議	文書番号	1247
		決裁期日	平成29年11月7日
名 称	第1回指定管理者選定委員会		
日 時	平成29年11月6日 午後3時00分から4時00分		
場 所	審議室		
出席者	選定委員 (1～4号委員)総務課長(委員長)、町民生活課長、保健福祉課長、会計課長 (5号委員)建設水道課長 説明員:建設水道課高松主幹、堀川主事 事務局:総務班上嶋主査		

## 内 容

指定管理者制度により管理運営している「見晴台公園」について、本年度で指定管理期間を終了することから、平成30年度からの指定管理者を選定したいので選定委員会を開催しました。

### □委員長あいさつ

- ・平成29年度で見晴台公園の指定管理期間が終了することから、平成30年度以降の指定管理者について12月定例議会での議決を要する。
- ・見晴台公園の指定管理者については、これまで上富良野町公の施設に係る指定管理者の指定手続き条例第5条に基づき、公募によらない候補者(かみふらの十勝岳観光協会)を選定してきたところであるが、平成30年度からの指定管理業務の指定期間を4年とし、これまでと同様の公募によらない候補者の選定を予定(建設水道課起案による。)している。

### 1 見晴台公園における公募によらない指定管理者の候補者の選定について

#### (1)公募によらない指定管理者候補者(かみふらの十勝岳観光協会)について

建設水道課長:見晴台公園の指定管理について、公募によらない選定を行う理由及び観光協会を候補者としようとする理由等について、資料1により説明する。

委 員:再確認であるが、なぜ公募することができないのか? 昨年の指定管理の公募では複数の町内業者による申請があったので、議会対策等を含め明確な理由を確認したい。

建設水道課長:地域観光情報の発信、商工・農業との連携などを日常的な業務として行っている観光協会が望ましいものと思われ、また、施設的には開発(国)による営業行為の制限があるため、指定管理制度の本質である自由度の高いサービスを提供することができない。

全 体:公募によらない方法で、観光協会から関係書類の提出をいただき、取り進めていくことで確認する。

#### (2)指定管理者の更新手続(今後の日程等)について

事 務 局:議案裏面の資料により、今後の日程について説明する。

全 体:全体で確認する。

申請書(関係書類)の提出期限を11/16までとし、同月20日前後に、観光協会の出席をいただき第2回選定委員会を開催することとする。

### (3) 現行指定管理者(かみふらの十勝岳観光協会)の評価について

建設水道課長:事後評価表に基づき、観光協会の自己評価及び、建設水道課の評価について、資料7により概要を説明する。

全 体:全体で確認する。

### (4) 協定書及び管理仕様書等の案について

建設水道課長:資料2～6、8により説明する。

指定管理期間については、町内施設の次回更新と合わせるため、期間を4年とし、34年度までとする。

見晴台公園の管理運営に関するこれまでとの変更事項については、国の土地であるが美化の観点から緑地管理の面積を増やし、その分の運営費は増加するが、全体の維持管理費の見直しにより、指定管理料は増加しない見込みである。

全 体:全体で確認する。

### (5) その他

事 務 局:申請書等の提出期限である11/16以後速やかに指定申請書等の写しを各委員に送付する。

第2回選定委員会では、申請者の概要説明後、各委員の再点評価を行い、最終的に候補者としての選定を行う予定。

日時は、事務局で調整する。

## 2 その他

特になし